

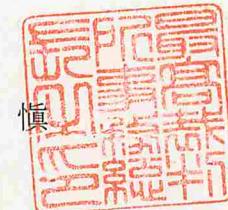
最高裁秘書第131号

令和2年1月30日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書の開示についての通知書

令和元年9月3日付け（同月4日受付、第014265号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報等

旅費業務に関する標準マニュアルVer. 2-0 抜粋（片面で3枚）

2 提供の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

**旅費業務に関する  
標準マニュアル  
Ver. 2-0**

2016年12月

各府省等申合せ

## (5) 日当

### ア 概要

日当とは、目的地内を巡回する場合の交通費及び諸雑費を賄う旅費であり、一日当たりの定額\*で支給される。

※ 日当の定額（外国旅行の地域区分は（6）宿泊料を参照）

日 当	区分	内国旅行	外国旅行			
			指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
内閣総理大臣等	内閣総理大臣 最高裁判所長官	3,800	13,100	11,100	8,900	8,100
	国務大臣等	3,300	10,500	8,700	7,000	6,300
	その他の者	3,300	9,400	7,900	6,300	5,700
指定職の者		3,000	8,300	7,000	5,600	5,100
	7級以上	2,600	7,200	6,200	5,000	4,500
	6級以下3級以上	2,200	6,200	5,200	4,200	3,800
	2級以下	1,700	5,300	4,400	3,600	3,200

### イ 標準的取扱い

#### （ア）目的地内巡回交通費相当分

日当のおおむね半額を充てることとされている目的地内を巡回する場合の交通費について、内国旅行においては、鉄道賃等を実費支給し、目的地内巡回交通費相

当分の日当は支給しない。

※ 在勤地内旅行及び在勤地以外の同一地域内旅行（鉄道 100km（水路にあっては 50km、陸路にあっては 25km。以下同じ。）未満の場合に限る。）においては、旅費法上、原則として鉄道賃等は支給されず、旅行に必要な交通費は日当で支弁される。そのため、旅費請求書上も「日当」欄で整理することとなるが、実務の簡素化・合理化の観点から、SEABISにおいては、「鉄道賃」「車賃」欄等にて整理できるものとする。

(イ) 諸雑費相当分

日当のおおむね半額を充てることとされている諸雑費（旅行中の昼食代や官署との電話代等）について、内国旅行においては、以下のとおりとする（日当の定額に対する支給割合は下表参照。）。

① 鉄道 100km 以上の旅行

旅行日数分支給する。ただし、昼食代及び昼食代以外の諸雑費の発生しないことが類型的に明白である旅行については、諸雑費の発生有無の確認をすることなく、日当を支給しない。

② 鉄道 100km 未満の旅行

昼食代以外の諸雑費が発生した場合に限り、諸雑費が発生した旅行日数分支給する。

なお、宿泊する場合には、昼食代又は昼食代以外の諸雑費が発生したときに限り、諸雑費が発生した旅行日数分支給する。